

## 支障除去等に対する支援に関する検討会（第4回）議事要旨

- 1 日 時 平成27年7月22日（水）10:00～12:00
- 2 場 所 （公財）産業廃棄物処理事業振興財団会議室
- 3 出席者 （出席委員）  
新美委員（座長） 粟津委員（代理：高橋氏） 池田委員、岩津委員、  
大塚委員、鈴木委員、春山委員、半田委員、御手洗委員（代理：森氏）、  
森谷委員、山田委員、若山委員、渡辺委員  
（環境省出席者）  
鎌形廃棄物・リサイクル対策部長、山本企画課長、角倉産業廃棄物課長 ほか

### 4 議 題

(1)支障除去等に対する支援に関する検討会報告書（案）について

(2)その他

### 5 配布資料

資料1 : 支障除去等に対する支援に関する検討会（第3回）議事要旨

資料2 : 支障除去等に対する支援に関する検討会報告書（案）

今後の費用負担の仕組みについて（たたき台）

6 議 事 検討会は公開で行われた。

### 7 議事要旨

(1)支障除去等に対する支援に関する検討会報告書（案）について

環境省から資料2及び今後の費用負担の仕組みについて（たたき台）に基づき説明した。

委員からの主な質問や意見と、それに対する環境省からの説明は以下の通りである。

今後の費用負担の仕組みについて（たたき台）の5年毎に定期的な点検・評価を行う項目の中に、産業界の負担割合についてはぜひとも入れていただきたい。5年毎に見直す際のメンバーもおのずと変わってくると考える。

（環境省説明）今後、関係者と十分に調整・相談させていただく点であるが、産業界の負担割合も、点検・評価に当たっての論点の一つとなり得ると考えている。報告書（案）の10ページの「産業界による費用負担の考え方についてのこれまでの議論」の（ア）の「広い意味での原因者負担」という見出しは、「広く薄く負担」または「産業活動に関わる者による負担」という見出しの方がより適切ではないか。産業界による費用負担の考え方は、原因者に対して負担を求めるといったものではないと思う。（ア）の広い意味での原因者負担というのは、産業活動によって産業廃棄物が出ることから産業界に負担をしてもらいたいという考えだと理解している。そういうことが分かる見出しにした方が適切である。

（環境省説明）この部分は、これまでどういう議論がされたのかという観点から整理され

ているものであり、過去の議論の中での言い方としてはこういうことだったと理解している。広く薄く負担を求めるという考え方は、適正に処理している事業者には法的責任はないことを前提とした社会貢献の観点からの基金への拠出という趣旨で使っているため、過去のどれか特定の考え方に基づくものということでは必ずしもない。

報告書（案）の5ページの（イ）で、行為者等が不明等の場合に支援が必要となる主な理由として記載されている「支障等の原因となった産業廃棄物が区域外から持ち込まれている例もあり」という表現については、産業廃棄物は限定された区域内処理ということではないので、「支障等の原因となった産業廃棄物が、不法投棄等が行われた都道府県等以外から持ち込まれている例もあり」という表現のほうがより適切ではないか。

（環境省説明）産業廃棄物は自区内処理が原則であるかのような誤解を受けるというご指摘については、そうした誤解のないように表現を工夫する。

今回のたたき台は、報告書（案）の16ページの「本検討会における見直しに当たっての基本的な考え方」を踏まえたものという認識でよいか。

（環境省説明）たたき台については、報告書（案）16ページの4つの基本的な考え方を踏まえて整理したものである。今後具体的な調整に入る中では、報告書で整理された考え方を踏まえて進めていきたい。

報告書（案）の16ページの基本的な考え方にある「できるだけ不公平感の少ない方式とすること」が、たたき台のマニフェスト頒布団体等に協力を求めるという部分に反映されているという理解でよいか。

（環境省説明）そのように考えている。さらに、「一部の業種に集中して協力を求めるのではなく、広く薄く協力を求める」という観点からも、マニフェスト方式という形で今後調整を進めさせていただくのが適当ではないかと考えている。

報告書（案）の16ページの「必要に応じて基金の運営体制についても所要の見直し」という記載について、これがどのような形でたたき台に入るのか。

（環境省説明）基金への協力をお願いする方の範囲が今後変わり得ると考えており、そうした場合には、基金の運営体制に関与していただく方々の範囲についても、改めて検討が必要ではないかと考えている。従って、たたき台には必ずしも具体的な反映はされていない。

報告書（案）の1ページ目の「はじめに」の「この基金については、我が国における不法投棄・不適正処理対策の推進に当たって、重要な役割を果たしてきたものである」の表現は、「我が国における不法投棄・不適正処理対策の円滑な推進に当たって、」のように、「円滑な」という文言を付加していただきたい。

5ページ目の（イ）に「ただし、行政対応に大きな問題があることが確認された場合、支援

の対象としないことが引き続き適当である」とあるが、行政対応の大きな問題の例として4ページ目に記載されている3つを再度記載した方がより分かりやすい。

9ページ目の(2)に「都道府県等だけに負担を求めるのではなく、国や産業界を含め、支障除去等に要する費用を広く分かち合うことが適当である」と書かれており、また、たたき台にも「その費用を広く分かち合うこととする」という表現が書かれているが、読み方によっては、適正に処理している企業にも何らかの責任があるかのように読める。「国と産業界が基金を通じて都道府県等に支援する」といったように、表現を工夫してもらいたい。

(環境省説明) 御指摘を踏まえ、座長とも相談の上、具体的な修文について検討したい。報告書全般とたたき台にも共通するが、行為者等と原因者の言葉の違いはどのように理解したらいいのか。

(環境省説明) 行為者等と原因者の言葉の使い分けの部分については、分かりやすい言葉となっているかどうか、概念整理が十分されているのかどうか等、ご指摘も踏まえて、再度精査したい。

たたき台がひとり歩きをしたときにも適正に内容が理解できるように、報告書案には明記されている原因者に負担を求めることが原則であるということや、適正に処理している事業者には支障除去等に対する法的責任はないということを書いていただきたい。

(環境省説明) たたき台については、あくまでも報告書の考え方をベースとして出てきているのだということがわかるような形・位置づけで、今後関係者の方々としっかりと整理・調整を進めていきたい。

たたき台に記載されている方式だと、排出事業者はマニフェストを通じて基金に協力することになるため、表面的にはマニフェスト頒布団体等だけが資金協力をしているのにも見える部分がある。基金に対する産業界の協力について広く国民の理解が進むようにご尽力をいただきたい。例えば、地方自治体や地元関係者にご説明いただくほか、紙マニフェストの1枚目や電子マニフェストを管轄している団体のホームページに産業界の協力を得て基金が運営されているといったようなことを掲載するなどについて、検討していただきたい。

(環境省説明) 国民や関係者に対して、産業界からのご協力・ご理解を得て基金が造成されているということをしっかりと普及・啓発することが重要と考えており、御指摘を踏まえ、対応を検討してまいりたい。

報告書(案)の5ページの(ウ)の基金制度の効果を挙げている部分について、最初に、行政対応に大きな問題があることが確認された場合のことが記載されているが、副次的な効果が最初に出てくるというのはあまり一般的ではないと考える。

基金制度が合理的に制度設計されていることによって、結果として産業界の負担が軽減され、それぞれ協力して社会に貢献しているという形ができていると考えられる。基金の造成額は、全体のバランスを見てしっかり制度設計し、円滑な経済運営をされることが重要だと思う。

今後の基金に対する必要額を環境省で算定する場合、東京オリンピックやリニア新幹線の開業等でリスクが高まってくる可能性があるかと思うので、その辺りも加味しながら算定していただければと思う。

産業界は徹底して不適正処理の廃絶、不法投棄の撲滅について努力をしていることは大前提になっており、そのうえで基金に4割の負担をしていただいていることは産業界の評価につながっており、産業界が原因者であるから負担していると考えている人はほとんどいないと思う。徹底した処理を行ってなお残ってくる不適正事案について、社会貢献として一定の割合で基金に参与していただいているのだという思想は徹底されていると思う。負担割合についても、非常に理解を得られやすい割合で運用されていると考えている。

行政対応に大きな問題があることが確認された場合は支援の対象としないという点については、運営協議会ではかなり徹底して行政責任を検証しており、問題があればきちんと反省させ将来に生かすという形の対応策を出した上で基金を出している。

行政が迅速に対応していくという姿勢は、今までの報告書の考え方が現場に活着しているということなのだと思う。産業界の努力のうえでなお発生する不適正事案に対して、行政として対応しなければならない原則は、十分働いていると思う。

座長より、「検討会の報告書については、本日の意見を踏まえて必要な修正を行うこととし、具体的な修正については一任していただきたい」との発言があり、委員より了承された。

環境省鎌形部長より、以下の発言があった。

- ・具体的な制度設計を進めていくにあたり、関係者との調整をしっかりと進めていきたい。
- ・制度発足以来の様々な議論と4回にわたる検討会で、様々な意見をいただいたので、それらを十分踏まえて、マニフェストに着目した具体的な制度設計について、しっかりと調整を進めていきたい。

(2)その他として、今後の予定について以下のとおり確認された。

- ・第5回検討会の8月5日(水)10時~12時は延期し、9月30日(水)10時~12時で再調整。
- ・改めて、開催日時及び場所は事務局より各委員へ連絡。